

## 令和8年度未来の匠・育成事業概要

### 1 実施目的

若者のモノづくり・技能離れと技能者の高齢化により、モノづくり産業等における人材確保や技能継承が深刻な課題となっている。また、その要因として、若者の進路が決まる前の義務教育の過程において、地域の産業とこれを支える匠の技の魅力を知る機会が少ないことが課題となっている。

このため、厚生労働省「ものづくりマイスター」等の熟練技能者を県内の小学校、中学校及び特別支援学校（以下、「小中学校等」という。）へ派遣し、匠の技や伝統的産業の紹介及び児童生徒によるものづくり体験を通じて、県内ものづくり産業の伝統とこれを支える技能者の魅力を周知し、未来の匠の育成につなげるための訪問啓発事業を実施する。

### 2 事業主体

岐阜県労働雇用課（岐阜県職業能力開発協会への業務委託により実施予定）

### 3 事業概要

厚生労働省「ものづくりマイスター」等各業種の熟練技能者を県内小中学校等に派遣し、匠の技や伝統的産業の紹介及び児童生徒によるものづくり体験を通じて、県内ものづくり産業の伝統とこれを支える技能者の魅力を周知し、未来の匠の育成につなげるための訪問啓発事業を実施する。

#### (1) 実施日数・時間数・実施職種・会場

- ① 1校当たりの体験授業日数は1日とし、実施時間は2時限以上とする。
- ② 1校当たりの実施職種は6職種（90人程度）を目途とし、児童・生徒が複数の業種から選択できるよう少なくとも2職種（30人程度）以上を実施する。
- ③ 会場は実施校の校舎・体育館等とする。ただし、実施校と調整のうえ、体験授業を効率的に実施できる会場を使用することも可とする。

#### (2) 講師

ものづくりマイスター等モノづくりに関して優れた技能、経験を有する者

#### (3) 費用負担

児童生徒の参加費は無料とする。講師費用・材料費・保険等は事業主体が負担する。

#### (4) 実施校の選定

年間7校程度の県内小中学校等で実施する。

実施希望校は事業委託先（岐阜県職業能力開発協会）に申込みを行うものとする。  
実施希望校が多数の場合は、実施理由等（当該小中学校等が実施を希望する理由、キャリア教育の取組みと本事業の位置づけ及び保護者や地域への周知・広報）に基づき、当該小中学校で実施する必要性と啓発効果を考慮して実施校を選定する。

#### （５）実施職種及び講師の決定

実施校決定後、事業委託先が実施校と協議を行い、実施校の意向や地域の産業動向も踏まえたうえで、実施職種及び講師を決定する。

#### （６）当日の運営

体験授業が円滑に行えるよう、事業委託先と実施校が会場設営、進行等に工夫を行うとともに、当日は講師以外に実施校との連絡窓口となる実施責任者を派遣する。

#### （７）アンケートへの協力

体験授業の検証および今後の技能者拡大方策を検討するため、実施校の児童生徒、教員・学校からアンケートを実施する。

### ４ 派遣職種例

左官、建築大工、かわらぶき、電子機器組立て、寝具製作、ロボットソフト組込み、畳製作、広告美術仕上げ、和裁、家具製作、貴金属装身具製作、印章彫刻、菓子製造、フラワー装飾、園芸装飾、仕上げ、内装仕上げ施工、表装、ハサミ（刃物）製造、建築板金、建具製作、染色（２２職種）